

平成 30 年度市町村（組合）立小学校並びに県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する教科書の採択状況について

教学指導課

1 市町村（組合）立小学校で使用する教科書（「特別の教科 道徳」）の採択状況

採択地区	教科書発行者名
佐 久	光村図書出版
上 小	東京書籍
諏訪	東京書籍
上伊那	光村図書出版
下伊那	光村図書出版
木曾	東京書籍
松塩筑安曇	光村図書出版
北安曇	学研教育みらい
更埴	学校図書
須高	光村図書出版
中高・飯水	光村図書出版
長水	光村図書出版

【参考】 平成 29 年度教科用図書の採択のながれ

〈本年度、採択を行う教科用図書〉

- 小学校用教科書（「特別の教科 道徳」）
- 特別支援学校小学部及び中学部並びに特別支援学級用の一般図書

【4月】

- ・教科書目録の送付
- ・教科書見本の送付
- ・教科書編修趣意書の公表
- ・教科書編修関係者名簿

第1回教科用図書選定審議会(4月)

- ・採択基準審議、調査員任命
- ・調査員による調査・研究
(調査員…道徳担当 10 名、
特別支援教育担当 3 名)

【5月】

- ・採択事務担当者連絡会

【6月】

第2回教科用図書選定審議会(6月)

- ・選定資料審議

[市町村(組合)立小・中学校]

- ・選定のための資料を
採択地区協議会へ送付(6月)

[県立特別支援学校小・中学部]

- ・調査研究のための資料を
特別支援学校へ送付(6月)

【7月】

採択地区協議会(12地区)

- ・構成市町村で同一の教科書を採択
するため協議
- ・各地区で調査員会を設置し、県の調
査資料を基に調査・研究

- ・特別支援学校は校内調査委員会で検討
- ↓
- ・特別支援学校は県教育委員会へ採択希望
意見表を提出
- ↓
- ・県教育委員会事務局内における調査検討
委員会で検討

【8月】

市町村(組合)教育委員会

- ・教科書の採択(～8/31)
(採択地区協議会の協議結果に
基づいて採択)

第3回教科用図書選定審議会(8月)

- ・特別支援学校の採択希望について
審議

県教育委員会

- ・教科書の採択(～8/31)

採択された教科書の使用(平成30年4月～)

2 県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する教科書の採択状況

(1)平成30年度使用教科書種類数

各学科に共通する科目			主として専門学科で開設される科目			文部科学省著作教科書	
	科目数	種類数			種類数		種類数
国語	6	97			農業		11
地理歴史	6	48			工業		17
公民	3	29			商業		14
数学	6	132			水産		4
理科	9	84			家庭		7
保健体育	1	3			情報		
芸術	11	40			福祉		
外国語	7	159					合計828種
家庭	3	20					
情報	2	21					

(2)発行者別教科書状況（主な科目について、必修科目は採択数の多い5種類、選択科目等については3種類程度を記載）

教科	科目 (教科書の種類数)	発行者名	教科書名	使用校数	教科	科目 (教科書の種類数)	発行者名	教科書名	使用校数
国語	国語総合 (24)	東京書籍	新編国語総合	21	数学	数学Ⅰ (28)	数研出版	改訂版 新編 数学Ⅰ	21
		第一学習社	高等学校 改訂版 標準国語総合	13			実教出版	高校数学Ⅰ 新訂版	20
		第一学習社	高等学校 改訂版 新編国語総合	11			数研出版	改訂版 最新 数学Ⅰ	18
		大修館	高等学校 改訂版 新編国語総合	10			東京書籍	改訂 新数学Ⅰ	9
		東京書籍	国語総合 現代文編／古典編	8			数研出版	改訂版 高等学校 数学Ⅰ	9
地理歴史	世界史A (3)	実教出版	新版世界史A 新訂版	18		数学A (29)	数研出版	改訂版 新編 数学A	21
		帝国書院	明解 世界史A	16			実教出版	高校数学A 新訂版	18
		第一学習社	高等学校 改訂版 世界史A	13			数研出版	改訂版 最新 数学A	13
		実教出版	世界史A 新訂版	10			東京書籍	改訂 新数学A	10
		東京書籍	世界史A	6			数研出版	改訂版 高等学校 数学A	9
	世界史B (9)	山川出版社	詳説世界史 改訂版	19	科学と人間生活 (7)	実教出版	科学と人間生活 新訂版	13	
		東京書籍	新選世界史B	12		第一学習社	高等学校 改訂 科学と人間生活	13	
		山川出版社	高校世界史 改訂版	11		東京書籍	改訂 科学と人間生活	13	
	日本史A (8)	第一学習社	高等学校 改訂版 日本史A 人・くらし・未来	15		数研出版	新 科学と人間生活	7	
		実教出版	高校日本史A 新訂版	11		啓林館	科学と人間生活	6	
		清水書院	高等学校 日本史A 新訂版	6		数研出版	科学と人間生活 くらしの中のサイエンス	6	
	日本史B (9)	山川出版社	詳説日本史 改訂版	30		理科	物理基礎 (13)	東京書籍	改訂 新編物理基礎
		実教出版	高校日本史B 新訂版	13	数研出版			改訂版 新編 物理基礎	15
		東京書籍	新選日本史B	9	数研出版			改訂版 物理基礎	12
	第一学習社	高等学校 改訂 物理基礎	11	第一学習社	高等学校 改訂 物理基礎			11	
地理B (3)	帝国書院	新詳地理B	32	化学基礎 (15)	東京書籍	改訂 新編化学基礎	31		
	二宮書店	新編 詳解地理B改訂版	16		実教出版	高校化学基礎 新訂版	19		
公民	現代社会 (12)	実教出版	最新現代社会 新訂版		27	数研出版	改訂版 新編 化学基礎	13	
		東京書籍	現代社会		17	生物基礎 (13)	数研出版	改訂版 生物基礎	22
		第一学習社	高等学校 改訂版 新現代社会		14		東京書籍	改訂 新編生物基礎	20
		実教出版	高校現代社会 新訂版	13	実教出版		高校生物基礎 新訂版	11	
		帝国書院	高等学校 新現代社会	8					
		清水書院	高等学校 現代社会 新訂版	6					

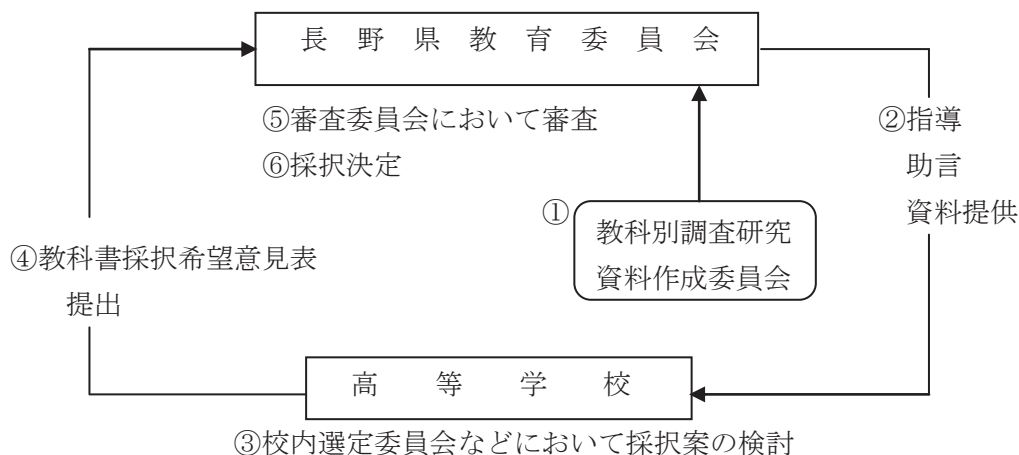
教科	科目 (教科書の種類数)	発行者名	教科書名	使用校数
理科	地学基礎 (7)	啓林館	地学基礎 改訂版	17
		実教出版	地学基礎 新訂版	15
		第一学習社	高等学校 改訂 地学基礎	10
保健体育	保健体育 (3)	大修館	現代高等保健体育改訂版	71
		第一学習社	高等学校 改訂版 保健体育	30
芸術	音楽 I (7)	教育芸術社	MOUSA1	41
		教育芸術社	高校生の音楽1	21
	美術 I (4)	日本文教出版	高校生の美術1	52
		光村図書	美術1	20
	書道 I (5)	光村図書	書道 I	39
		東京書籍	書道 I	24
外国語	コミュニケーション 英語 I (36)	三省堂	VISTA English Communication I New Edition	21
		東京書籍	All Aboard! English Communication I	14
		数研出版	Revised COMET English Communication I	12
		三省堂	MY WAY English Communication I New Edition	10
		三省堂	CROWN English Communication I New Edition	7

教科	科目 (教科書の種類数)	発行者名	教科書名	使用校数
家庭	家庭基礎 (12)	実教出版	新家庭基礎 パートナ シップでつくる未来	19
		実教出版	新家庭基礎21	16
		第一学習社	高等学校 新版 家庭基礎 ともに生きる・持続可能な 未来をつくる	11
	家庭総合 (7)	実教出版	新家庭総合 パートナ シップでつくる未来	31
		東京書籍	家庭総合 自立・共生・創 造	12
		教育図書	家庭総合 ともに生きる 明日をつくる	3
		実教出版	高校社会と情報 新訂版	31
情報	社会と情報 (13)	東京書籍	社会と情報	11
		東京書籍	新編 社会と情報	8
		実教出版	情報の科学 新訂版	12
	情報の科学 (8)	日本文教出版	新・情報の科学	5
		東京書籍	情報の科学	2
		実教出版	農業と環境 新訂版	7
農業	農業と環境 (2)	農文協	農業と環境	5
		工業技術 基礎 (1)	実教出版	工業技術基礎
商業	ビジネス 基礎 (3)	実教出版	ビジネス基礎 新訂版	16
		東京法令出版	ビジネス基礎 新訂版	10
福祉	社会福祉基 礎 (1)	実教出版	社会福祉基礎	16

○使用校数は、課程、学科で違う教科書を使用する場合には、それぞれに数えている。

【参考】 県立高等学校で使用する教科書採択について

(1) 教科書採択の手順



(2) 採択の方法

「高等学校の教科書の採択方法については法令上、具体的な定めはありませんが、各学校の実態に即して、公立高等学校については、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行っています。」（教科書制度の概要」平成28年6月文部科学省）

(3) 教科書の採択権

公立高等学校の教科書：その学校を設置する市町村・都道府県の教育委員会

私立高等学校の教科書：校長

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(4) 教科書の使用義務

学校教育法第34条 「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」

→この規定は中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用。

(5) 教育長専決の根拠

○長野県教育委員会事務処理規則

第6条 教育長又は教育次長が専決する事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

(別表第3)

1 教育長が専決する事項

(4) 教科用図書採択地区の設定及び変更並びに教科用図書の採択（別表第1の(17)に掲げる事項を除く。）に関すること

(別表第1) (第4条関係)

委員会に付議する事項

(17) 県立中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の採択に関すること。